

平成 24 年 度

協同農業普及事業年次報告書

農 林 水 産 省

平成 24 年度

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 14 条の規定により、平成 24 年度における農業に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び協同農業普及事業交付金（以下単に「交付金」という。）の交付を受けて実施された事業の結果を取りまとめ、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 40 条の規定による歳入歳出決算の添付書類として国会に提出するために作成したものである。

目 次

第 1	平成 24 年度の予算	(1)
第 2	平成 24 年度において実施された事業の概要	(2)
1	普及指導員の設置	(2)
(1)	普及指導員の設置	(2)
(2)	普及指導員の資格試験	(3)
2	普及指導員の活動	(3)
(1)	活動体制	(3)
(2)	活動方法	(3)
(3)	活動内容	(4)
3	普及指導センターの運営	(5)
(1)	指導用機材の整備	(5)
(2)	巡回指導用車両の整備	(5)
(3)	情報の整理・提供	(5)
(4)	地域農業改良普及推進協議会等の開催	(5)
(5)	産休等普及指導員代替職員の設置	(5)
(6)	新規就農促進活動の実施	(6)
(7)	普及情報協力者の設置	(6)
4	普及指導協力委員の活動	(6)
5	農業者研修教育施設の運営	(6)

(1) 施設の運営	(6)
(2) 指導職員の研修の実施	(6)
(3) 研修教育用機材の整備	(6)
6 普及指導員の研修	(6)
(1) 実践指導力強化研修	(7)
(2) 専門指導力強化研修	(7)
(3) 総合指導力強化研修	(7)
(4) 企画・運営能力強化研修	(7)
7 農村青少年団体の指導者の育成	(7)
(1) 農村青少年に対する研修	(7)
(2) 青年農業士の育成	(7)
付 表	(8)

第1 平成24年度の予算

農業改良助長法により交付金を交付される協同農業普及事業の内容は、同法第7条第1項の規定により、次のように定められている。

- 一 普及指導員を置くこと。
- 二 普及指導員が同法第8条第2項各号に掲げる事務を行うことにより、普及指導活動を行うこと。
- 三 普及指導センターを運営すること。
- 四 普及指導協力委員が同法第13条第2項の規定により活動を行うこと。
- 五 農業者研修教育施設において農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者に対し近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を習得させるための研修教育を行うこと。
- 六 普及指導員の研修及び農業経営又は農村生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者の育成を行うこと。

平成24年度において定められた交付金の額は、2,703,983,000円であり、その都道府県別の額は付表1のとおりである。

(参考)

(普及指導員)

第8条(略)

2 普及指導員は、次に掲げる事務を行う。

- 一 試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うこと。
- 二 巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと。

3 (略)

(普及指導協力委員)

第13条(略)

2 普及指導協力委員は、普及指導員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を行う。

第2 平成24年度において実施された事業の概要

協同農業普及事業については、近年の農業及び農村を巡る情勢の著しい変化に対応し、能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図り、併せて農村生活の改善に資するため、農林水産大臣が定める協同農業普及事業の運営に関する指針を基本として都道府県が定める協同農業普及事業の実施に関する方針に従って、次のとおり実施した。

1 普及指導員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に普及指導員が設置されている。

なお、普及指導員の任用に当たっては、農業改良助長法第9条の規定により一定の資格が必要とされており、資格試験に合格した者に与える方法、一定の学歴及び経験を有する者に与える方法及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条の規定により認定を受けた都道府県において一定の基準を満たす者に与える方法が定められている。

(1) 普及指導員の設置

普及指導員は、その大部分が普及指導センターに所属し、試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ちつつ、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を実施するとともに、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催等の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行っている。

また、一部の普及指導員は農業者研修教育施設（道府県農業大学校等）に所属し、青年農業者その他の農業を担うべき者に対して、農業生産及び農業経営に関する高度な技術及び知識に関する研修教育を行っている。

平成24年度末における設置数は6,849人であり、その学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、普及指導員の都道府県別設置数は付表2のとおりであり、都道府県別の担当部門別設置数は付表3のとおりである。

普及指導員の学歴別構成（平成25年3月31日現在）

区 分	大学院	大 学	新 農 講	短 大		高 校	計
				短	大 農 講 等		
員 数 (人)	1,015	4,780	154	429	439	32	6,849
比 率 (%)	14.8	69.8	2.2	6.3	6.4	0.5	100.0

注) 新農講…農業改良助長法施行規則（平成17年農林水産省令第4号）第4条第1項第2号に規定する施設（大学を除く。）

農講等…農業改良助長法施行規則第4条第1項第3号に規定する施設（短期大学を除く。）

普及指導員の年齢別構成（平成25年3月31日現在）

区 分	25歳以下	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61歳以上	計
員 数 (人)	21	198	446	838	1,370	1,681	1,277	853	165	6,849
比 率 (%)	0.3	2.9	6.5	12.2	20.0	24.5	18.6	12.5	2.4	100.0

(2) 普及指導員の資格試験

普及指導員の資格試験は、農林水産大臣が農業改良助長法施行規則第2条から第11条までの規定に基づき実施しているが、平成24年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

普及指導員資格試験実施概要

受 験 者 数 (人)	合 格 者 数 (人)	合 格 率 (%)
421	188	44.7

2 普及指導員の活動

(1) 活動体制

普及指導員の活動体制については、各都道府県の農業を巡る情勢、地域の特性等に即して、最も効率的かつ効果的な普及指導活動を実施することができるよう、各都道府県の実情に応じた体制が整備されているが、特に普及指導活動の総体としての機能を十分に発揮させるため、普及指導活動に関する総合的な企画調整及び普及指導員への技術情報の伝達が円滑に行われるよう配慮されている。

(2) 活動方法

普及指導活動方法については、地域の特性に応じて高度な農業の技術及び当該技術に関する知識を組み立て、それを実証する等の方法を用いて、農業の担い手の技術革新に向けた取組を支援する活動並びに関係機関及び地域の指導者との連携の下に地域農業の技術及び経営に関する課題の解決を支援する活動への重点化を図っている。この重点化に当たっては、青年農業者その他の農業を担うべき者による農業の技術及び経営方法の習得、農業における女性の能力の活用、男女共同参画社会の形成の促進等に留意しつつ、普及指導活動の課題の内容に応じて、市町村、農業委員会、農業協同組合等が担うべき分野を明確にし、これらと適切に役割分担して、全体として成果が得られるよう努めている。

また、計画的な普及指導活動を実施するため、地域の農業・農村の現状、農政推進上の課題、農業者のニーズ等を踏まえ、普及指導活動の対象、課題ごとの活動計画等を示した普及指導計画を策定し、これに基づいた活動を実施している。

(3) 活動内容

普及指導員は、次に掲げる普及指導活動の基本的な課題について、国の施策の展開方向及び地域農業の状況を踏まえつつ、支援を行っている。

- ① 食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産に対する支援
- ② 農業・農村の六次産業化等による収益力向上に向けた取組に対する支援
- ③ 人と農地の問題の解決に向けた取組に対する支援
- ④ 食品の安全性向上に向けた取組に対する支援
- ⑤ 持続可能な農業生産に向けた取組及び農業分野における地球環境対策に対する支援
- ⑥ 農村の振興に向けた取組に対する支援
- ⑦ 東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害対策への取組に対する支援

このうち、平成24年度に重点的に行った支援の内容は、次表のとおりである。

さらに、普及指導活動の充実を図るため、上記課題の解決方法等について、地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識を組み立て、それを実証する等の調査研究を行った。

基本的な課題	重点的に行った支援の内容
1 食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○麦を含む二毛作体系の導入に対する支援 ○大豆の高品質・安定多収栽培技術の導入に対する支援 ○米粉用米及び飼料用米の多収品種及び省力・多収栽培技術の導入並びに主食用米への混入防止措置の実施に対する支援 ○耕畜連携の体制づくりに対する支援
2 農業・農村の6次産業化等による収益力向上に向けた取組に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○農畜産物等（農畜産物の加工品を含む。）の生産に加え、その流通・加工を含めた総合的な取組による産地の収益力向上に向けた戦略の策定及び実行に対する支援（外部専門家と連携した支援チームの構築） ○加工・業務用需要や輸出に対応した農畜産物の生産流通体系の構築に対する支援
3 人と農地の問題の解決に向けた取組に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○人・農地プラン（地域農業マスタープラン）及び経営再開マスタープランの作成に必要な地域の合意形成等に対する支援 ○マスタープランで定められた地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の農地集積等規模拡大に伴う新技術・新品種の導入や経営発展等の取組に対する支援 ○認定農業者制度等の活用を通じた経営改善の取組に対する支援 ○集落営農の組織化及び経営の多角化・複合化を含む組織運営に対する支援 ○新規就農者及び新規に農業参入する者の増大及び定着に対する支援 ○女性による地域資源を活用した加工・商品化など女性の能力の積極的な活用等の取組に対する支援 ○新技術・新品種の導入及び規模拡大を目指す先進的な農業者等への技術指導等の総合的な支援
4 食品の安全性向上に向けた取組に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○農業生産工程管理（GAP）の導入及びその実践による生産工程の改善の取組に対する支援
5 持続可能な農業生産に向けた取組及び農業分野における地球環境対策に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的病害虫・雑草管理（IPM）の実践等による化学資材の投入低減の取組に対する支援 ○地域の実態に応じた有機農業の技術体系の確立及び意欲的な農業者による導入に対する支援（普及指導センター等における普及指導體制の整備） ○地球温暖化に適應するための品種・品目の転換及び生産安定技術の導入等に対する支援 ○省エネルギー・省資源型農業生産体系への転換に対する支援
6 農村の振興に向けた取組に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○都市と農村との交流等の多様な関係者が連携した農業・農村を支える活動に対する支援 ○地域の被害の実情に合わせた鳥獣被害防止技術の確立及び導入に対する支援 ○遊休農地の有効利用に向けた取組に対する支援

基本的な課題	重点的に行った支援の内容
7 東日本大震災からの復旧・復興に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○営農再開に向けた農業者の集団化等の新たな営農システムの導入、新たな品目や高度な生産・管理技術の導入等に対する支援 ○環境保全型農業の取組の一層の高度化・拡大等による農産物の高付加価値化の推進に対する支援 ○安全な農畜産物の供給確保に向けた取組に対する支援

3 普及指導センターの運営

普及指導センターについては、現地での活動を本務とする普及指導員の活動拠点並びに農業者等に対する情報提供及び相談の場としての機能が十分に果たされるよう、各都道府県の実情に合わせて、組織の一体性の確保に配慮した組織整備がなされている。

さらに、普及指導センターが、普及指導員の活動により得られた知見の集約をはじめとする諸活動を通じて、普及指導員の活動を適切に支援できるよう、その体制の整備に努めている。

平成24年度末での都道府県別の普及指導センター数は、付表2のとおりである。

平成24年度においては、普及指導センターを拠点とした普及指導活動の効果的、効率的な推進を図るため、指導用機材及び巡回指導用車両の整備、情報の整理・提供等を行った。

(1) 指導用機材の整備

普及指導員が普及指導活動を行う上で必要な農業に関する高度な分析・診断機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材等を普及指導センターに整備した。

整備を行った主要な機材は次のとおりである。

区 分	種 類
分析・診断機材	顕微鏡、葉緑素計、pHメーター・ECメーター・イオンメーター等
情報収集・処理・提供機材	プロジェクター、パーソナルコンピューター等

(2) 巡回指導用車両の整備

効率的、機動的な普及指導活動を行うため、普及指導センターに巡回指導用車両を392台整備した。

(3) 情報の整理・提供

普及指導活動を効果的に行い、農業経営又は農村生活の改善及び新規就農の促進に資するため、農業者及び農村青少年並びに技術、経営、普及指導活動等に関する有益な情報を整理・提供した。

(4) 地域農業改良普及推進協議会等の開催

普及指導活動の効果的な推進を図るため、普及指導センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体の職員及び普及指導協力委員を構成員とする地域農業改良普及推進協議会等を開催し、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等を行った。

(5) 産休等普及指導員代替職員の設置

普及指導活動の円滑な維持推進を図るため、普及指導員の産前産後の休暇・育児休業中にその普及指導活動を代替して行う者として、産休等普及指導員代替職員を103人設置した。

(6) 新規就農促進活動の実施

農業・農村への理解・関心を深め、新規就農に向けた啓発及び相談を行うため、交流会、研修会等を開催するとともに就農相談員を452人設置した。

(7) 普及情報協力者の設置

普及指導活動の効果的、効率的な推進を図るため、普及指導活動に関する課題を収集し、又は地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等に協力する者として普及情報協力者を6,054人設置した。

4 普及指導協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えるため、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者、例えば新技術の実践、農村青少年の育成等地域において先導的な役割を担う農業者等を、都道府県が普及指導協力委員として3,750人委嘱し、積極的にその協力を得た。

5 農業者研修教育施設の運営

農業技術や経営方法に関する実践的な研修教育を講義、実習等を組み合わせて行い、青年農業者その他の農業を担うべき者の養成を行う中核的な機関として、42道府県に農業者研修教育施設（道府県農業大学校等）が設置されている。

(1) 施設の運営

農業者研修教育施設においては、長期の研修教育を行う養成課程を置いているほか、一部では養成課程の卒業者等に対し、より高度の研修教育を行う研究課程を設置している。また、農業の担い手に対し技術・経営等の発展段階に応じて専門的かつ体系的な再教育を行う観点から短期の研修教育を行う研修課程を設置している。

養成課程においては、専門区分及び専攻コースを設け、講義及び演習・実習により、農業の担い手として必要な技術及び知識を計画的、体系的に習得させ、研究課程においては、専攻区分を設け、より高度な研修教育を行い経営環境の変化に迅速に対応し得る高度な経営管理能力を習得させた。また、研修課程においては、新規就農を志向する他産業従事者及びUターン者等の就農する意欲のある者をはじめ、青年農業者、中堅農業者、先進的農業者等に対し、経営の発展段階、地域における役割、受講者のニーズ等を踏まえた体系的な研修教育等を実施した。

(2) 指導職員の研修の実施

青年農業者その他の農業を担うべき者の研修教育に当たっている農業者研修教育施設の指導職員の指導力の向上に資するため、新任職員等を対象に指導職員としての知識や技術、実践的教育方法等を習得させるための研修を実施し、21人が受講した。

(3) 研修教育用機材の整備

研修教育に必要な実習用機械や分析・診断機材等を計画的に整備した。

6 普及指導員の研修

農政上の重要課題や農業分野における技術革新及び農業者の高度かつ多様なニーズに対応し、普及指導員としての職務及び技術指導能力、課題解決能力の向上を図るため、平成24年度には次のような研修を実施した。

(1) 実践指導力強化研修

新任の普及指導員に対して普及指導員の役割・目的意識の醸成や基礎的な普及指導方法の習得等実践的な指導能力の向上に関する研修を実施した。

(2) 専門指導力強化研修

一定の経験を有する普及指導員に対して専門分野を中心とした課題解決能力の向上に関する研修及びマーケティング、経営管理等経営的視点を重視した指導能力の向上に関する研修を実施した。

(3) 総合指導力強化研修

普及指導センターのグループリーダー等に対して農業・農村の活性化等地域の総合的な課題に対する課題解決能力の向上に関する研修を実施した。

(4) 企画・運営能力強化研修

普及指導センター長等に対して普及指導活動の総体としての機能を発揮させるために、協同農業普及事業の総合的な企画調整、普及指導員の養成及び資質向上等、普及指導活動の運営・管理等に関する研修を実施した。

7 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の優れた指導者の育成に資する観点から、農村青少年に対する研修並びに青年農業士の認定とその育成及び活動の助長等を行った。

(1) 農村青少年に対する研修

優れた指導者の育成を図るため、農村青少年に対してその成長段階に応じ、就農意欲を喚起し、安定的な農業経営の展開に必要な農業の技術及び経営方法等を計画的に習得させ、又は、その集団活動を促進させるための研修等を実施した。

平成24年度において実施した研修の主なものは、次のとおりである。

① 農業大学校の実習等体験

高等学校在校生で将来就農しようとする者を対象に、農業への理解と関心を深め、農業の担い手としての意欲を高揚させるため、夏期休暇等を利用し、農業者研修教育施設等で農業に関する実習及び研修会等を実施した。

② 講座制研修

就農青少年の農業経営や農家生活に関する総合的能力を養うため、段階的、体系的に研修が受けられるパートタイム方式の研修を普及指導センターと農業者研修教育施設等との緊密な連携のもとに実施した。

(2) 青年農業士の育成

農村青少年の研修教育等に励みと目標を与えると同時に、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、34道府県において優れた農村青少年を「青年農業士」として認定し（平成24年度末認定者数6,253人）、農村青少年団体の指導者として位置づけるとともに、併せて研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。